

事 務 連 絡

平成23年6月3日

関係都道府県・政令市廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A（その3）」を、
別添のとおり取りまとめたので、お送りします。

平成23年6月3日

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A
(その3)

環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

Q1. 私立学校の敷地内の災害廃棄物についても、補助の対象となるのか。

A1. 私立学校等のように災害復旧制度を有している法人については、ガレキの撤去と施設の建て替えを一体的に行うことが可能なものは、その災害復旧制度によることが適当と考えられる。

しかしながら、私立学校の敷地内の災害廃棄物についても、市町村が特に必要と認め処理を行う場合、災害廃棄物処理事業で対応することも可能である。

なお、市町村が特に必要と認める際の考慮事項の例としては、当該災害廃棄物の量、学校の費用負担能力などが考えられる。

Q2. さらに、私立学校の解体も補助の対象になりうるのか。

A2. 「解体、収集・運搬及び処分」のうち、解体処理事業については、交付方針の第2の(2)において、「個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等（注）を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）及び事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。」とされている。

このため、私立学校に関する解体処理事業については、私立学校が「中小企業者並み」の場合には、災害廃棄物処理事業の対象となりうる。

(注)学校法人は、「公益法人等」に含まれる（法人税法第2条及び同法別表第二参照）